

八ッ場ダム東京裁判判決に対する抗議声明

2009年5月11日

- 1 本日、東京地方裁判所は八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、原告の主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように原告らの主張を退けた。

記

- (1) まず、本件判決は、口頭弁論終結以前の支払差し止めを求める部分のほか、被告東京都水道局長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用权設定申請を取り下げる権利の行使を違法に怠るとの主張、及び、被告東京都知事らに八ッ場ダムに関し負担金等の支出命令をさせることの差し止めを求めた部分は地方自治法242条の2第1項所定の住民訴訟に該当しないとして却下した。
 - (2) 次に、本件判決は、①八ッ場ダムの利水については東京都の行った将来の水道需要予測及び水源評価に不合理な点は認められない、②治水については東京都が治水上の利益を受けることはまったくないと認められない、③貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるという事実は認められないとし、国土交通大臣の納付通知に著しく合理性を欠くとは認められないので、本件支出命令が違法であるとは言えないとして請求を棄却した。
- 2 こうした本件判決の判断は、原告らの主張をまともに受け止めようとしていないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとし、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
 - 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、原告らは東京高等裁判所へ控訴手続を行うとともに、他県の住民訴訟の原告らとも手を携え、引き続きたたかい続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

八ッ場ダムをストップさせる東京の会原告団
八ッ場ダムをストップさせる東京の会弁護団